

令和8年度就農促進動画作成及び情報発信業務に係る公募型プロポーザル募集要領

令和8年度就農促進動画作成等業務委託を実施するに当たり、応募者が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を定める。

1 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度就農促進動画作成及び情報発信業務

(2) 業務内容

別紙1「令和8年度就農促進動画作成等業務委託仕様書」のとおり
(動画本数：3本)

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日まで

2 見積限度額

4,927,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3 スケジュール

項目	日程	備考
募集公示	令和8年6月10日(水)	新潟県HP掲載
質問書受付期限	令和8年6月15日(月) 午後5時まで	様式1により提出
質問に対する回答	令和8年6月18日(木)	新潟県HP掲載
参加申込書提出期限	令和8年6月23日(火) 午後5時まで	持参または郵送
参加資格の審査・確認 結果通知	令和8年7月1日(水)	電子メールにて通知
企画提案書の提出期限	令和8年7月8日(水) 午 後5時まで	持参または郵送
プレゼンテーション・ 審査会	令和8年7月16日(木) 【予定】	新潟県庁にて実施
審査結果の通知・契約	令和8年7月中旬	電子メールにて通知

4 参加資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民

- 事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること
 - (4) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員等又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (5) 新潟県の県税の納税義務を有するものにあつては、当該県税の未納がない者であること

5 説明会の実施

本業務に関する説明会は実施しない。

6 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問方法
様式 1 「質問書」を作成し電子メールにより送付すること。
- (2) 受付期限
令和 8 年 6 月 15 日午後 5 時（必着）
- (3) 提出先
本要領「13 担当課（問合せ先）」に同じ
- (4) 回答方法
新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。
※質問に対する回答は、募集要領及び仕様書の追加又は修正として扱う。
- (5) 回答日
令和 8 年 6 月 18 日

7 参加申込及び提案資格の確認

- (1) 提出書類
 - ア 様式 2 「参加申込書」
 - イ 新潟県に納税義務を有する者にあつては、県税納税証明書（参加申込書提出日から遡って過去 3 か月以内に発行されたものであつて、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限り）
 - ウ 様式 3 「事業者概要書」
 - エ 法人等の概要を説明したパンフレット等
- (2) 提出期限
令和 8 年 6 月 23 日午後 5 時（必着）
- (3) 提出先
下記「13 担当課（問合せ先）」に同じ
- (4) 提出方法
持参又は郵送（封筒表面に「令和 8 年度就農促進動画作成及び情報発信業務 参加

申込書在中」と朱書)

(5) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、令和8年7月1日までに提案資格の確認結果を通知する。

(6) 確認結果の説明

確認の結果、提案資格を有していないと判断された者に対しては、上記(5)の通知の際に、その理由を付して通知する。

(7) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年7月8日までに参加申込辞退書(様式4)を下記「13 担当課(問合せ先)」に提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 様式5「企画提案書提出届」
- イ 様式6「企画提案書」
- ウ 様式7「類似業務実績等」
- エ 様式8「提案価格書」

(2) 提出書類の記載上の留意事項

ア 様式6「企画提案書」

(ア) 別紙1「令和8年度就農促進動画作成等業務委託仕様書」を踏まえ、業務の実施方針・計画・体制・付加的な提案について実際に履行可能な内容を明確に記載すること。

(イ) 用紙サイズは、A4版とすること。

(ウ) フォントサイズは、10.5ポイント以上とすること。

(エ) 概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真等の使用を認めるが、これら図表等を含め、全体で40頁以内で作成すること。

イ 様式8「提案価格書」

① 提案見積の内訳明細書(任意様式)も同時に作成し、添付すること。

② 2に規定する見積限度額を上回る提案価格の場合は、評価しない。

(3) 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

(4) 提出期限

令和8年7月8日午後5時(必着)

(5) 提出先

下記「13 担当課(問合せ先)」に同じ

(6) 提出方法

持参又は郵送(封筒表面に「令和8年度就農促進動画作成及び情報発信業務 企画提案書在中」と朱書)

(7) その他

ア 企画提案者一者につき一提案に限る。

イ 企画提案書提出期限後の資料の追加や差替えは認めない。

9 審査会の実施

本プロポーザルの審査は、令和8年度就農促進動画作成等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

令和8年7月16日【予定】

(2) 実施方法

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザル審査に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行う。

10 審査要領

別紙2「令和8年度就農促進動画作成等業務プロポーザル審査基準」に基づき、審査委員会が最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

11 審査結果の通知

審査結果については、令和8年7月中旬までに提案者それぞれに対して電子メールで通知する。

12 契約の締結

県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする「履行保証保険契約」を締結し当該「保険証券」を提出したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と同種かつ規模が同等以上である契約を2回以上締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 その他の留意事項等

(1) 参加申込書等の作成及び提出、プレゼンテーション等に要する費用は、提案者が負担する。

- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 失格事項
 - 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。
 - ア 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者
 - ウ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者
- (5) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

14 担当課（問合せ先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部経営普及課 担い手育成係
TEL：025-280-5300
E-mail：ngt060090@pref.niigata.lg.jp